

別紙

「京丹後市議会政務調査費の交付」についてのご意見の要旨と市の考え方について

項目	意見の概要	市の考え方
1 趣旨について	<p>政務調査費については、市の財政が厳しいため、計上すべきでないという声があるのも承知してはいますが、市民の代表である市議の研さん、活動の報告（透明性）の確保のためにも、支出し、有効に利用していただければ良いと考えます。</p>	<p>地方分権を推進していく上で、地方議会が担う役割はますます重要性を増しており、市議会の機能強化が求められております。このような状況において市として議会調査活動の基盤となる最低限の政務調査費を交付することは必要ではないかと考えます。</p>
	<p>反対します。市長は、合併後何かにつけ今後1年ほどかけて検討しますという発言が多く見受けられます。市は行財政改革を果敢に遂行しなければなりません。いろいろな問題が山積している中で、職員や議員の金銭の問題のことだけが速やかに議会承認されることは、大変不愉快に思います。</p>	<p>議員の調査研究活動に要する経費は議員報酬に含まれるとの意見もありますが、報酬は議員活動の対価としての本来の報酬として、また、政務調査費は議会活動に係る調査研究に要する経費として区分して取扱うことが適当ではないかと考えます。</p>
	<p>厳しい財政下においては、一日も早く総合計画、行財政改革等関係計画を作成し、施策を進めるべきだ。議会政務調査費の交付制度を先行して提案することは、市民感情として理解し難い。</p>	<p>行財政改革を推進している一方で、政務調査費を交付することは行財政改革に反するのご意見もありますが、政務調査費の活用により、より充実した行財政改革の議論がなされ、行財政改革が</p>
	<p>条例案に反対します。月額38万円の議員報酬は、</p>	

	<p>何に対しての報酬でしょうか。政務調査を含む議員の仕事に対する報酬です。財政難をどうクリアするか的手段として採られたこの合併、その最初の仕事が議員報酬の値上げとはあきれ返るとともに市民を馬鹿にしないでいただきたい。この度の値上げ申請は、紛れもなくわれわれ市民にしていることだという認識があつてのことなのか。</p>	<p>進展することにより、要した経費以上に経費節減効果が現れ、財務体質が強化されることを期待するものであり、行財政改革の推進と政務調査費の交付が必ずしも相反するものではないと考えます。</p>
	<p>政務調査費の交付については、確かに地方自治法に規定があるというものの、慎重に対応すべきだと思います。</p> <p>市の財政難が伝えられ負担の増加などの懸念がある中で、調査費とはいえ助成措置がされること、まして1人当たり年間24万円とは、市には財政に余裕があると考えてしまいます。</p> <p>最大の課題である行財政改革に全力をと、市長、議員共に主張され市民も全く同感の今日、今回の対応に関係者の中でどんな論点があつたのかと思います。</p>	<p>また、特色ある地域づくり、特色ある施策を展開するには、政務調査として他の自治体の事例を研究することも必要と考えます。</p> <p>しかしながら、本制度に対する市民の皆様から厳しいご意見を多数いただきました。制度の趣旨、目的等についての市としての説明の不足、意見提出（パブリックコメント）期間の不足等の問題もあり、制度の内容、運用を含め、再度検討することが適当と判断し、9月定例会への条例案の提出を見送り、本制度のあり方について、議会と共に調査研究、検討を進めていくこととします。</p>
	<p>市議会議員の職務は、市内外を調査し、市民の声</p>	

を聞き市政に反映することでありそれに見合う報酬は支払われていると考える。したがって、現段階での政務調査費は例え会派に対してであっても不要と考える。

新市はスタートしたばかりで、市民には戸惑いと「合併してよいことは一つもない。」などの声が多く聞かれます。そのような中、政務調査費の予算計上は時期尚早と考えます。市長は報酬20%カットの決断をされ範を示すと答弁されています。このような時、議員のお手盛りと受け取られかねない年間720万円の政務調査費は議会に対する市民の信頼も揺らぎかねないことです。体育協会、老人会その他市内各種団体の補助金の減額、不燃物ステーションの世話人の賃金カットなど予算不足の名の下に、市民に対して厳しい状況を示している中、賢明な判断を期待します。

調査費の交付はすべきでない。

合併しても、支出の方は、緊縮財政でなく不必要なものまで「必要なので・・・」と出されているこ

	<p>とが多い。一方水道代等は、以前より高くなっている。議員も自分に直接有利となる議決は遠慮すべきである。</p>	
	<p>市議会の会派に政務調査費を交付する条例には、大反対です。</p> <p>厳しい財政状況の中での合併スタート。地方交付税の大幅減額。この状況を踏まえての予算計画の中で議員だけが多額の報酬、加えて政務調査費月額2万円交付。厳しい財政状況と認識しておりますが、市民の認識とは裏腹にこの条例を定例会審議に乗せるほどゆとりの財政なのではないでしょうか。市民は合併によって生じた水道料金、し尿処理料等の負担額の増減に一喜一憂しているのが悲しい現状です。</p> <p>意見募集する前にもっと説明が必要でした。</p>	
	<p>合併前の住民説明会で議員などの特別職を減らし、経費を節減し、18歳までの医療費無料化などの福祉の向上ができる。合併しなかったら財政がひっ迫して町はやっていけなくなるという説明であった。</p>	

	<p>合併したら、議員数は減ったが、議員報酬は上がったし、その上に政務調査費まで追加支給しようとする。</p> <p>そんな余裕があるのなら、医療費を18歳までが無理なら15歳まででも無料化すべきでありそれもできないなら、今後財政難などとは一切言わずに住民の要望を聞き入れてもらいたい。</p>	
2 交付対象について	<p>「会派に属していない議員も会派とみなす。」では、個人に支払うこととなり、餅代になりかねない。会派の活動状況を見極め、市民の賛同を得られてから検討すべき。</p>	<p>議員の調査研究活動を保証するため会派に属さない議員も会派とみなし交付することが適当と考えます。</p>
3 交付額及び交付方法について	<p>中山市政、新市の議会、議員活動がスタートして間がなく、さらに会派活動も始まったばかりなのに、なぜ、活動実態も十分把握でき得ない現時点において、月2万円(正当性を含む。)の調査費を交付しなければ議員、会派活動ができないのか。その理由、経緯が市民にとって不透明である。</p> <p>他市(宮津市、福知山市)の年額12万円より上回るのはなぜか。市の財政難はよく知られているが、</p>	<p>調査研究活動に係る必要最低限の経費と財政上許容できる額を勘案して、月額2万円を検討案として示したところですが、制度全般を含め再度検討します。</p>

	<p>議員として必要な調査費は理解できるが不足すれば身銭を切るくらいの心構えがほしい。一般市民も苦しい中で納税していることを自覚すべきである。</p> <p>本来、町づくりは、行政が全責任をもって対応すべきもので、議会はチェック機能を果たして側面から支援や意見を述べ、共に住みよい市に向かって努力すべきで、この財政難の折、法の規定とか、他の市議会では等の理由をもってこれほどの多額の費用を交付すべきでしょうか。</p> <p>市民の間では、旧町の良い事業、制度が後退し、削減されているとの声もある中で慎重に対応されないと官尊民卑と言われかねなく、市の状況を考えるともう少し支給額を縮小する決断を市も議会側もすべきではないかと考えます。</p> <p>調査研究費は、「市予算」の中に計上支出する方が望ましい。</p>	
<p>4 使途基準について</p>	<p>使途基準を見てあ然としました。つまり、議員活動に関する一切のものが並んでいます。いくら上限額を2万円としても厚かましいのではないでしょう</p>	<p>調査研究活動に要する経費を使途基準として定めております。使途について、より透明性を高めるため議会と調整し、再度検討します。</p>

	<p>か。</p> <p>用途基準が多く書かれていますが、なんでもありですね。おそらく、本来の議員報酬の中で行うべき議員活動の上乗せの感じがします。</p> <p>人件費、事務所費、その他経費とは？</p> <p>資料購入費、人件費、事務所費等は、個人もしくは会派で負担すべきもの。</p> <p>調査旅費、資料購入費、研究研修費、資料作成費等々の政務調査費の交付条例。考えられません。もっと市井の認識を把握して対処していただきたい。市会議員の自覚の向上を望みます。</p>	
<p>5 収支報告書等について</p>	<p>報告の速報性について、年に一度の収支報告書だけでは、こういった活動がなされたか時々刻々と情勢が変わる現代にあっていないと思います。</p> <p>インターネット上での報告を義務付けるということも付加してもよいのではないかと思います。</p> <p>領収書などを添付して議長に提出とあるが、一般市民から請求があれば閲覧できるようにすべきである。</p>	<p>積極的な情報の公開が必要と考えます。方法については、議会と調整し、再度検討します。</p>

	支出状況を広報で報告すべきである。	
6 政務調査費の返還について	調査費の枠が年度末余った場合、翌年度の予算枠確保のためいろいろと名目を考えて費消してしまうことはよく知られている。これは是非なくしてほしい。	情報公開を促進し、透明性を確保することにより、適正な執行を確保できるものと考えます。
7 透明性の確保について	報告の義務と共に、不正使用があった場合は、何らかのペナルティーを課してもよいかと思えます。費用の返還とともに、構成員全員に「課徴金＝懲罰金」を課すとか。	<p>情報公開を促進し、その使途の透明性を確保することが重要と考えます。透明性の確保の方法については議会と共に調査研究を進めます。</p> <p>また、罰則については、他制度との均衡もあり、本制度のみ罰則強化することは不相当と考えます。さらに、議員は住民から選挙される立場にありますので、情報の公開等により、住民の判断に委ねるべきものと考えます。</p>
	経理責任者と共に広報責任者を置き、インターネットでの活動報告、会計報告を公開する。掲載内容についての問い合わせ等には広報責任者又は代表者が回答する。	
	全国的に議員の調査費等について不透明さが問題となっており、こうした点を十分に検討すべきであり、議会对策に取られないように配慮してください。	
	全国的にも、新聞やテレビなどで報じていますが、使途の不明瞭なことや、「条例の範囲内だ。」ということであやむやにならないようなチェック機能(民	

	間人も入った監査等)もしておくべきだと思います。 議長は保存するだけですか。	
--	---	--

提出いただきましたご意見は、原文を一部要約又は分割して掲載しましたのでご了承ください。